

京都市告示第 3 8 7 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、農業用水路等を次のように変更及び指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 3 0 年 1 1 月 2 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新	起 点 終 点
1	大原水 0 2 5 3 号	旧	京都市左京区大原野村町537番地の1地先 京都市左京区大原野村町464番地先
		新	京都市左京区大原野村町537番地の5地先 京都市左京区大原野村町464番地先

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	大原水 0 6 9 2 号	京都市左京区大原野村町537番地の2地先 京都市左京区大原野村町537番地の5地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)